

(設置)

第1条 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園を次のように設置する。

名称 京都市横大路運動公園

位置 京都市伏見区横大路下ノ坪1番地

(事業)

第2条 京都市横大路運動公園（以下「運動公園」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 運動公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 運動公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間及び供用しない日)

第4条 運動公園の施設の供用時間及び当該施設を供用しない日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 運動公園の施設（構内地を含む。以下同じ。）を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金等)

第6条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる利用時間の区分を超えて、運動公園の施設を利用する場合の利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 構内地に係る利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、洋弓場の部分利用及びトレーニングルームの利用料金を徴収しない。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

6 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第9条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、

又は必要な措置を講じさせることができる。

(京都市都市公園条例の適用)

第10条 運動公園に対する京都市都市公園条例の適用については、同条例第13条中「この条例」とあるのは、「この条例及び京都市横大路運動公園条例」とする。

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(昭和62年8月31日規則第70号で昭和62年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他運動公園の施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成元年3月31日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月31日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日条例第80号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月25日条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月27日条例第135号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第85号)

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成21年3月31日規則第149号で平成21年5月1日から施行)

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成22年6月10日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市横大路運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けた者は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附則別表

第3条	第5条
第5条第1項	第7条第1項

附 則 (平成24年11月9日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成25年3月29日条例第70号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年11月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第120号)

(施行期日)

1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 京都市横大路運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 第1条の規定による改正後の京都市横大路運動公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の京都市横大路運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、第2条の

規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同条の規定による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 5 第2条の規定の施行の日前に改正前の条例第7条第1項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成31年3月28日条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市横大路運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市横大路運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	供用時間	供用しない日
----	------	--------

体育館	午前8時から午後10時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
野球場	午前6時から午後7時まで	
野球場兼運動場	午前6時から午後7時まで	
洋弓場	午前9時から午後5時（別に定める期間（以下「特定期間」という。）にあつては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時）まで	
ゲートボール場	午前9時から午後7時まで	
クリケットゴルフ場	午前9時から午後7時まで	
その他の施設	午前8時から午後10時まで	

別表第2（第6条関係）

区分				利用料金															
				午前		午後		夜間		全日									
				ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ								
体育館	全面利用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	円	A	円	円	円	C	円	C	円	E	円	E	円		
					29,330		22,000	29,330	22,000				53,420		40,850		112,080		84,850
																F	99,510	F	75,420
				B	18,850	B	14,660			D	40,850	D	31,420	G	101,600	G	77,510		
															H	89,030	H	68,080	
						入場料を徴収する場合	A	94,280	A	72,280	94,280	72,280	C	169,710	C	133,040	E	358,270	E
													F	318,460	F	246,170			
				B	64,950	B	50,280			D	129,900	D	101,600	G	328,900	G	255,600		

			0	0				00	10	40	00
										H 289,130	H 224,170
	その他	入場料を徴収しない場合	A 314,280	A 240,950	314,280	240,950	C 569,900	C 443,140	E 1,198,460	E 925,040	
			B 216,850	B 168,660			D 434,760	D 338,380	G 1,101,030	G 852,750	
									H 965,890	H 747,990	
		入場料を徴収する場合	A 418,000	A 338,380	418,000	338,380	C 798,280	C 621,230	E 1,634,280	E 1,297,990	
			B 303,800	B 240,950			D 608,660	D 473,520	G 1,520,080	G 1,200,560	
									H 1,330,460	H 1,052,850	
	半面利用（1時間につき）		3,660	1,240	3,660	1,240	5,230	3,130			
	野球場（1面1時間につき）								4,310	2,610	
	野球場兼運動場（1面1時間につき）								3,400	1,300	
洋弓場	全面利用		5,230	4,080	7,640	5,860			12,870	9,940	
	部分利用（1人1時間につき）		200	150	200	150					
	ゲートボール場（1面1時間につき）										520

クリケットゴルフ場（1面1時間につき）		520			
トレーニングルーム	1人1回につき	460			
	1人1月につき	4,600			
談話室（1人1回につき）		310			
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	1,360	1,360	2,610	5,330
	その他	2,610	3,980	5,440	12,030
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	730	730	1,360	2,820
	その他	1,360	2,090	2,610	6,060
付属設備		別に定める。			

備考

- 1 「午前」とは午前8時（洋弓場にあつては、午前9時）から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時（洋弓場の特定期間における部分利用にあつては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時）までを、「夜間」とは午後5時30分から午後10時までを、「全日」とは午前8時から午後10時まで（野球場及び野球場兼運動場にあつては午前6時から午後7時まで、洋弓場にあつては午前9時から午後5時まで）をいう。
- 2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 3 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。
- 4 A欄からH欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間帯において運動公園の施設を利用した場合について適用する。
 - (1) A欄 午前8時から正午まで

- (2) B欄 午前9時から正午まで
- (3) C欄 午後5時30分から午後10時まで
- (4) D欄 午後5時30分から午後9時まで
- (5) E欄 午前8時から午後10時まで
- (6) F欄 午前8時から午後9時まで
- (7) G欄 午前9時から午後10時まで
- (8) H欄 午前9時から午後9時まで

5 「体育館等」とは、体育館、野球場、野球場兼運動場、洋弓場、ゲートボール場、クリケットゴルフ場、トレーニングルーム及び談話室をいう。

6 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

7 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金の上限額は、催物の区分に応じ、この表の規定により計算した額（6の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）のそれぞれ2分の1に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

8 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額（6又は7の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）との均衡を考慮して、その都度別に定める。

別表第3（第6条関係）

区分		利用料金（1時間につき）		
		ア	イ	
体育館	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円	円
			12,570	9,420
		入場料を徴収する場合	39,800	31,420

その他	入場料を徴収しない場合	135,140	104,760
	入場料を徴収する場合	189,610	147,710
洋弓場（全面利用）		2,300	1,780
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	830	
	その他	1,570	
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	410	
	その他	830	

備考

- 1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。
- 3 「体育館等」とは、体育館、野球場、野球場兼運動場、洋弓場、ゲートボール場、クリケットゴルフ場、トレーニングルーム及び談話室をいう。
- 4 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。

別表第4（第6条関係）

区分	単位	利用料金
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	円 1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450
広告その他	別に定める。	